

個人情報の取扱いに関する覚書（規約）

株式会社ワークストラスト（以下「乙」という）は、お客様（以下「甲」という）が利用する、情報セキュリティ点検サービス セキュレジ（以下「本サービス」という）、または、プライバシーマーク・ISO27001 定期教育サービス セキュトレ（以下「本サービス」という）の遂行にあたり、乙が取り扱う個人情報の保護および管理について、以下に規約するものとする。

第1条（目的）

本書は、本サービスを遂行するにあたり、乙は取得個人情報の適切な取扱いを確保することを目的とする。

第2条（定義）

「個人情報」とは個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により当該個人情報を識別出来るもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できることとなるものを含む）をいうものとする。

2. 「取得個人情報」とは、前項に規定された個人情報のうち、乙が本サービスの遂行のために取得した甲の従業員の情報のことをいうものとする。

第3条（取得個人情報の保護義務）

乙は、取得個人情報の取扱いについて関係する法令、ガイドライン等を遵守するとともに、その具体的な取扱いに疑義が生じたときは、甲の指示に従うものとする。

2. 乙は、本サービス遂行にあたり、取得個人情報を機密事項としてその保護に努めるとともに、これを本サービス以外の目的に利用してはならないものとする。

3. 乙は、甲の書面による事前の承諾なしに取得個人情報を第三者および業務上知ることのない従業員（従業員、契約社員、派遣社員等）に開示・提供してはならないものとする。

4. 乙は、本サービスが終了し、または解除された後においても、前3項の義務を負うものとする。

第4条（個人情報の収集の制限）

乙が、本サービスの遂行のために個人情報の収集を行うときは、その業務の目的を明確にし、その目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならないものとする。

2. 乙が前項の規定に基づき個人情報を収集し、それに伴い本人の同意を得る必要がある場合には、乙の責任においてこれを取得するものとする。

第5条（取得個人情報の取扱責任者）

乙は、本サービスの遂行にあたり、取得個人情報の取扱責任者を定め、その指揮のもとに取得個人情報を適切に保護しなければならないものとする。

2. 乙の取得個人情報の取扱責任者は、本覚書に定める事項を遵守するとともに、従業員にこれを理解・遵守させるために必要かつ適切な社内研修を施す責任を負うものとする。

第6条（安全性の確保）

乙は、善良なる管理者の注意をもって取得個人情報を管理する義務を負うものとし、取得個人情報が記録された情報処理システムに対する不正アクセス、破壊、改ざん、または乙の取得個人情報の紛失、漏えい、盗用等の危険を防止し、取得個人情報の必要かつ適切な管理を行うための合理的な安全対策を講じるものとする。

2. 乙は、本サービス範囲外の加工、利用をしてはならないものとする。

3. 乙は、本サービス範囲外の複写、複製をしてはならないものとする。

個人情報の取扱いに関する覚書（規約）

第7条（再委託）

乙が本業務を第三者に再委託する場合、十分な個人情報の保護水準を満たしている再委託先を選定するとともに、当該再委託先との間で、本覚書と同等の内容の契約を締結しなければならない。

2. 前項の場合といえども、乙は本覚書に基づき乙が負担する義務を免れない。

第8条（管理状況の報告）

乙は、取得個人情報の取り扱いにつき、甲から要求があった場合には、乙の業務遂行に支障とならない範囲で、甲に報告を行うものとする。

第9条（事故発生時の措置）

乙は取得個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生した場合には、ただちに甲に報告するとともに、本人からの苦情への対応等を甲と協議し、甲の指示に従って適切な措置を講じるものとする。

2. 乙は、発生した事故の再発防止策を乙の責任で講じるものとする。

第10条（損害賠償）

前条の規定にかかわらず、乙の責に帰すべき事由により、取得個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい、盗用等の事故が発生し、甲が第三者から請求を受け、または第三者との間で紛争が発生した場合には、本サービス費用を上限として、乙は甲に対して当該損害を賠償しなければならないものとする。

第11条（協議事項）

本覚書に定めのない事項もしくは本書の各条項の解釈について疑義が生じた場合には、甲および乙は誠意をもって協議し、これを解決するものとする。